

多頭飼育の崩壊

飼い主が世話をできる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例が発生し、大きな社会問題になっています。

◆不十分な世話は虐待

安易に数を増やした結果、飼い主の経済力や世話がおいつかないため、犬や猫は十分な食餉も水も与えられず、糞尿の掃除も行き届かない劣悪な環境の中に閉じ込められます。このように世話を怠って犬や猫を苦しめるのは虐待です*1*2。人との温かいふれあいもなく、体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態も悪く、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主をみつけるのは困難を極めます。自治体や動物愛護団体などが協力して新しい飼い主をさがす努力をしますが、全てに温かな家がみつかるとは限りません。



劣悪な環境に置かれた犬たちは、ストレスで吠えるなどの異常行動を示します。このような場所に飼えなくなった犬や猫を置いていく人も同罪といえるでしょう



◆飼い主のいいわけ

多くの場合、このような飼い主本人は、自分を捨てられた動物を助ける「やさしい」人だと言います。しかし、不適切な飼われ方をされた犬や猫は、飼い主の無責任な「やさしさ」の犠牲となっているのが現実であり、近隣住民は悪臭や騒音など住環境の悪化などで多大な被害をこうむっています。動物の命は、中途半端なやさしさを自己満足させるための道具ではありません。



◆飼い主の勝手なイメージと現実とのギャップ

コマーシャルの映像等から勝手に「ペットとの楽しい暮らし」をイメージしたり、流行の犬や猫が欲しくて安易に数を増やしたあげく、動物同士の関係がうまくいかなくなったり、イメージと現実のギャップに嫌気がさして、捨てたり、世話を怠る例も増えています。このような

行為は、飼い主の身勝手でしかありません*2。犬や猫を2頭以上飼おうと考えている方は、誰でもこのような不適切な多頭飼育とその崩壊に陥る可能性があることを考えて、頭数を増やすことを慎重に考えてください。

多頭飼育によって周辺の生活環境が損なわれている場合、知事等が飼い主に改善勧告・命令を行います。命令に従わなかった場合は20万円以下の罰金に処せられます。*3

* 2: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餉又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえぱと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

* 3: 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者